

厚真町「地域おこし協力隊・漁業支援員」募集要領

北海道厚真町は、北海道中央南部、太平洋に面する農林水産業が揃った多様な産業が成立している町です。また、北海道の中でも積雪量が少ない比較的温暖な気候であることに加え、陸・海・空のすべての交通アクセスに恵まれた、過ごしやすい「田舎」です。

農林水産業の中では、農業経営者が最も多く、北海道内有数の米どころとして認知されていますが、水産業においても豊かな資源を基盤に、地元漁業者による漁が年間を通して行われています。主な魚価部物としては、ホッキ貝、ホタテ、カレイなどがありますが、特にホッキ貝は安定した漁獲量を誇っています。

このような豊かな水産資源に支えられた厚真町の漁業ですが、高齢化により年々漁業者は減少しています。豊かな海と、恵みを受け取るための技術を次世代に繋ぐためには、新たな担い手の確保が必要不可欠です。このような現状を鑑み、厚真町では、新たな漁業の担い手づくりを進め、併せて漁業者の労働力不足の解消を図り、漁業振興と地域活性化を目指すため、「厚真町地域おこし協力隊・漁業支援員」を募集することとしました。

漁業に興味・関心があり、将来的に漁業で自立を目指す方が、厚真町での漁業支援員の活動を通して、漁業技術や経営ノウハウなどを習得し、地域おこし協力隊の活動期間終了後には、漁業で自立し、厚真町に定住されることを期待しています。

「厚真町が求める人材」

- 漁業への新規就業を目指し、漁業研修を行う人材
- 不足している漁業者の労働力を補完する人材
- 地域(自治会など)活動へ積極的に参加する人材

1 募集人員 若干名

2 募集対象者

令和5年12月1日現在で原則として満20歳以上、満40歳以下の方で、次のすべての項目に該当する方が対象になります。(満40歳を越えている方の応募も受け付けできる場合がありますので、問い合わせ先までご連絡ください。)

- (1) 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域(過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村)等、厚真町外に在住しており、委嘱後、厚真町内に生活拠点を移し、必ず居住するとともに、住民票を異動できる方
- (2) 居住することとなる集落になじみ、住民と共に地域活動に取り組む意欲と実行力がある方
- (3) 漁業に精通しているか、もしくは興味があり、新規業を目指す方で、委嘱期間終了後に厚真町に定住する意欲のある方
- (4) 指導者(漁業者)と共に作業を実施するため、就業時間が不規則(早朝、深夜の作業もあり)であることを理解し、積極的に作業に取り組める方
- (5) 普通自動車免許証(AT限定不可)及び自家用車を確保している方。(令和5年4月1日現在で自家用車を確保できる方を含みます。)
- (6) 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方

3 活動内容

- (1) 既存の漁業者の漁船に搭乗し漁業技術の習得を目指します。
- (2) 必要に応じて北海道立漁業研修所での研修を受講します。
- (3) ホッキ貝、ホタテ、カレイ、カニ等の漁を基本とします。
- (4) 将来的に居住する集落の一員として、水源保全、環境保全、住民生活支援等の地域活動（自治会活動）に参加していただきます。
- (5) その他、地域おこしの支援（地域のお祭りやその他のイベントに参加）や、地域力の維持・強化に資するために必要な活動に参加していただきます。

4 身分・任期

- (1) 身分は「厚真町地域おこし協力隊・漁業支援員設置要綱」に基づき、町長が委嘱します。
（雇用契約は結びません）
- (2) 委嘱日から1年間
（年度の途中からの委嘱であっても期間は年度をまたいだ1年となります）
期間終了時に業務・活動状況などの評価を行います。評価基準を満たした際には1年単位で任期を延長することができ、最長3年間の委嘱を受けられます。

5 住居地・住居

厚真町内に在住すること。

民間のアパートや、条件を満たした方が利用できる公営住宅があります。

6 活動日及び時間

- (1) 1日7時間45分、週38時間45分を原則
活動時間は漁の種類により変動するため、早朝からもしくは深夜からの勤務がある時期があります。また、7時間45分を超える活動時間となる場合もあります。
- (2) 始業・終業時刻及び休日（週2日）は、漁により変動します。漁期中は週休1日が基本となり、漁期と漁期の間に、休日を集中して取得することとなる場合があります。

7 待遇・福利厚生等

- | | |
|-------------|---|
| (1) 報 償 費 | 扶養家族がいる場合 月額27万5千円
扶養家族がいない場合 月額26万5千円
※報償費等については、令和5年度予算成立が前提となります。今後、内容等に変更が生じる場合があります。 |
| (2) 福利厚生費助成 | 健康保険料及び年金保険料の2分の1相当額を助成 |
| (3) 活動費助成 | 予算の範囲内で助成（住宅家賃相当分、活動車両維持・燃料費、作業道具、作業着、傷害保険料など） |
| (4) 年 次 休 暇 | 10日（1年間の場合） |
| (5) そ の 他 | 雇用契約を結ばないことから、雇用保険に加入しません。
ただし、漁業時にはケガ等のリスクが伴うことから傷害保険の加入を義務化しています。 |

8 応募手続き等

- (1) 応募締切
(2)の提出書類を郵送してください。募集期間は令和6年1月19日（金）まで必着とします。
- (2) 提出書類
①厚真町「地域おこし協力隊・漁業支援員」応募用紙

②次の課題で論文執筆してください（自由様式）

「厚真町で実現したい漁業者としての暮らし」（1,000 文字程度）

(3) 受付場所（問い合わせ先）

〒059-1692

北海道勇払郡厚真町京町120番地

厚真町産業経済課経済グループ

電話 0145-27-2486（直通）

Fax 0145-27-3944

E-mail:keizai@town.atsuma.lg.jp

※応募に関してご不明な点がございましたら、上記ファックス番号またはEメールアドレス宛にご連絡ください。

9 選考

(1) 第1次選考：書類審査の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考：第1次選考合格者を対象に厚真町において面接試験を実施。日時等は第1次審査結果通知と併せて通知

なお第2次選考のために必要な交通費等は個人負担になります。

(3) 乗船体験：第2次選考の後、実際に漁船に乗る機会を設けます。乗船時の状況等による選考に加え、漁業体験後に改めて漁業に取り組む意思を確認します。

(3) 上記を踏まえた最終選考の結果は、乗船体験実施後に文書通知します。

(4) 日程等は社会情勢等を鑑みて、前後する可能性があります。